国税庁からの酒類製造者の方へお知らせ

酒税納税申告や製成数量申告に関する

「中告書等用紙」※の送付を令和6年から取りやめます

国税庁の取組

- 国税庁では、毎年、一部の酒類製造者の方へ「申告書等用紙」を国税局又は税務署から送付していました。しかし、社会全体の効率化と行政コストの抑制を踏まえ、令和6年から「申告書等用紙」の送付を行わないこととしました。
 - ※「申告書等用紙」とは、「酒税納税申告書」、「税額算出表」、「控除(還付)税額計算(明細)書」、「酒類の製成及び移出の数量等申告書」及び「移出数量明細書」のことを言います。
- 「申告書等用紙」につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせいただいた場合であっても、 送付の対応は致しかねますので、申告書等の提出には、インターネットを利用して申告を行うこと ができる e-Taxをご利用いただきますようお願いします。
- 書面での「申告書等用紙」が必要な場合は、国税庁ホームページに各種様式を掲載していますので、次の≪掲載先≫から出力してご利用いただきますようお願いします。

≪掲載先≫

国税庁 HP(ホーム)→お酒に関する情報【酒税の申告・納付や届出等】申告・申請・届出等、 用紙→【酒税等関係】酒税関係

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sake/mokujiO1.htm

○ 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

<e-Tax 利用について>

e-Tax は、オフィスからインターネットを利用して、酒税納税申告が行えます。

詳しい情報は、e-Tax ホームページをご覧ください。

https://www.e-tax.nta.go.jp

申告書等様式





e-Tax ホームページ



